

## 柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護に関わる不適合案件について（概要）

2022年8月31日

東京電力ホールディングス株式会社

## ■核物質防護用の照明設備に係る事案

- 核物質防護上、周辺防護区域と立入制限区域においては、人の侵入を確認するための照明設備として、十分な明るさがあること、並びに非常用電源設備及び無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を備えることが要求されている。
- 柏崎刈羽原子力発電所では、本規制要求の同等以上の機能を有する設備として、常設照明に加え仮設照明を確保していたが、昨年9月以降、改善措置活動を進める中で、これまでの取り組みに加え、非常用電源等を備えていない一部の常設照明にも非常用電源等を備えることを自主的に計画し、取り組んでいた。
- この取り組み状況について、2022年6月の原子力規制検査でご確認いただいた中の気付き事項として、その時点では、外部電源を喪失し、一部の常設照明が使用できなくなった際、十分な明るさを確保できないことが確認されたことから、追加の仮設照明を配備し、2022年8月29日に正常な状態に復旧した。
- なお、当初の計画どおり、一部の常設照明にも非常用電源等を設置していく。

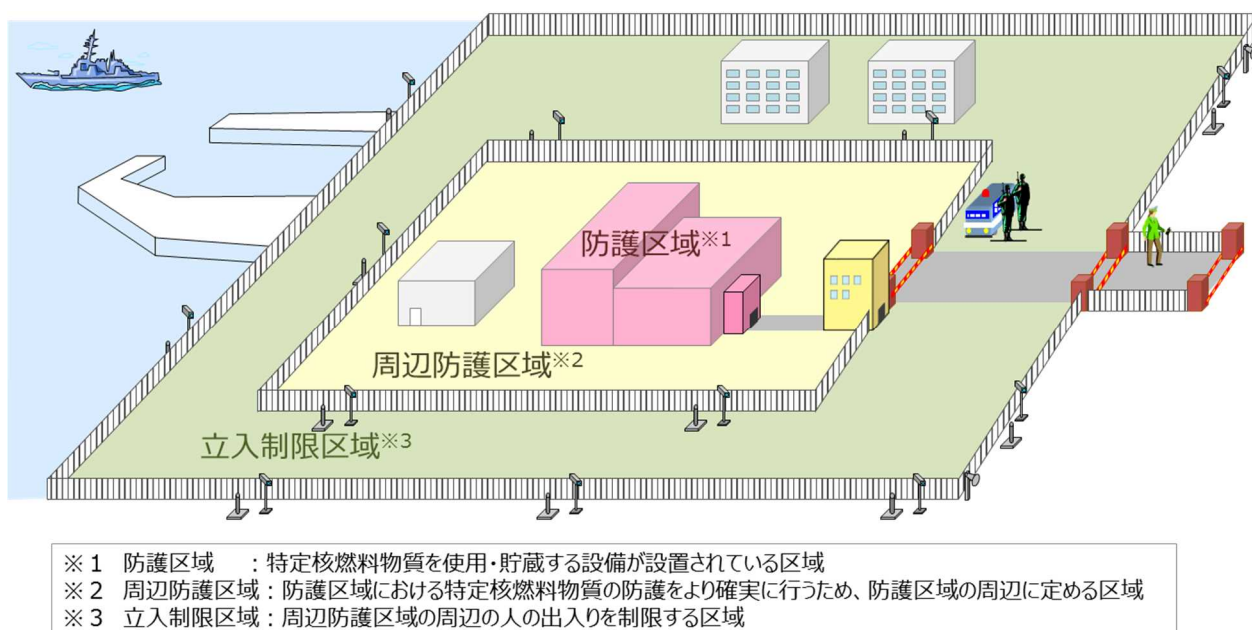


図. 核物質防護に係る区画のイメージ

以上